

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**令和7年 10月 22日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 2件

**国 民 年 金 関 係** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 2500188 号  
厚生局事案番号：関東信越（国）第 2500018 号

## 第1 結論

昭和 52 年 \* 月 \* 日から昭和 56 年 3 月 23 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 32 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 52 年 \* 月 \* 日から昭和 56 年 3 月 23 日まで

私は、大学を卒業する前に父から私の国民年金保険料を納付していると聞いていた。

父が亡くなっているため詳しいことはわからないが、私のために納付してくれた国民年金保険料を無駄にしたくないので、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は請求期間における住民登録は A 市であったが、大学に通学するため B 市に居住していた旨陳述している。

また、請求期間当時、20 歳以上 60 歳未満の大学生（夜間制、通信制を除く。）については、住所地の市町村長を経由して都道府県知事に国民年金に加入する申出（以下「任意加入手続」という。）を行うことにより、当該申出日に被保険者資格を取得するものとされており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、任意加入手続を行い、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があることから、請求期間当時に A 市及び B 市において国民年金の加入手続を行った者の氏名等が記載されている国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者の氏名はない上、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に請求期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

さらに、請求者の基礎年金番号は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月時点で請求者が加入していた厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号に係る被保険者記録において、請求期間は国民年金の被保険者期間として記録されていないため、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の任意加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、請求者の任意加入手続及び保険料の納付を行ったとする請求者の父親は既に

亡くなっていることから、当時の状況を確認することができない。

また、A市及びB市は、請求者の請求期間に係る国民年金の記録はない旨回答しているなど、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）ではなく、当該期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500126 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500040 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A社に昭和 54 年 4 月 1 日から勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は同年 5 月 1 日となっており、請求期間の年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が保管していた請求者の履歴書及び現在の事業主の回答から請求者は同社に昭和 54 年 4 月 1 日から正社員として勤務したことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者資格取得の届出及び給与からの保険料控除の有無については、いずれも資料がなく不明である旨回答している。

また、請求者が名前を挙げた者、請求期間にA社で厚生年金保険の被保険者記録がある者及び請求者と厚生年金保険被保険者資格取得年月日（昭和 54 年 5 月 1 日）が同日である者の合計 8 名の同僚に照会したところ、自身の入社日について回答があった 3 名は、いずれも入社日より遅れて厚生年金保険に加入した旨回答している。

さらに、給料支払明細書が 2 名の同僚から提出され、そのうち 1 名は、請求者と同じく昭和 54 年 4 月 1 日に入社したと回答しており、同年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、当該同僚が提出した同年 4 月分の給料支払明細書によると、給与から所得税は控除されているが、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、当該同僚は、入社した際に事業主から同年 5 月より社会保険に加入させる旨説明された記憶があると陳述しており、ほか 1 名の同僚が提出した給料支払明細書においても、上述の同僚と同様に厚生年金保険加入前は保険料控除額の記載がない。

加えて、請求者のA社に係る雇用保険被保険者資格取得年月日は厚生年金保険被保険者資格取得年月日と同日の昭和 54 年 5 月 1 日である。

また、請求者は、請求期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料はない旨陳述しており、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。